

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項および会議規則第165条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

令和5年12月22日提出

記

【議員関係】

1 越前市議会・鯖江市議会行政懇談会

- (1) 期 間 令和6年2月2日（金）
- (2) 場 所 鯖江市内
- (3) 内 容 行政懇談会
- (4) 参加議員 正副議長、監査委員、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会
各委員長および各会派会長等 12名

【委員関係】

1 議会運営委員会行政視察

- (1) 期 間 令和6年1月24日（水）～26日（金）
- (2) 場所・目的 島根県浜田市 ・議会改革について
・浜田市世界こども美術館について
島根県松江市 ・MATSUE DREAMS
「2030年の松江のあるべき姿」について
- (3) 参加議員 議会運営委員会委員および正副議長（オブザーバー）